

平成31年 3月18日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 水草 浩一 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 教之



占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川改修記念公園)

平成30年9月19日付け国近整琵琶占調第23号にて意見照会
のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申い
たします。

占用許可申請の概要

名 称	野洲川改修記念公園
場 所	守山市笠原町地先 (左岸 3.8km 付近)
主 な 施 設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場、駐車場
申 請 者	守山市
占 用 面 積	23,097.01m ²

記

1. 委員会としての判断・要望

野洲川改修記念公園は、旧野洲川南流における締切箇所 の堤防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帯上に設置されたものである。

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。また、前々回意見書(平成21年3月31日付け)の要望事項を受け、駐輪場・駐車場の敷地が確保された。加えてゲートボール場を多目的広場へ変更することが検討されている。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の息息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないこと、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

【占用許可の更新に関する要望事項】

前回意見書(平成26年2月5日付け)で要望した事項について、当委員会へ報告された検討内容に沿って、次のとおり実施に向けて引き続き検討されることを要望する。

- ① ゲートボール場を多目的広場へと変更する検討にあたっては、縁石ブロックの撤去を考慮すること。また、当該整備予定の多目的広場を利用し、駐車場の利便性の向上を図ること。
- ② 野洲川地域安全協議会での取組方針等に基づいた検討を進め、環境・防災教育の活動等にも活用すること。

2. 検討の経緯

平成30年	9月19日	諮問文書の受理
平成31年	1月29日	第54回委員会 ・施設の現地調査 ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明 ・委員による更新申請に係る審議
平成31年	3月14日	第55回委員会 ・委員による更新申請に係る審議 ・委員による意見書(案)の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年	1月18日	付け意見書
平成21年	3月31日	付け意見書
平成26年	2月5日	付け意見書

以上